

学校法人順正学園 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針 (令和 8 年 10 月 1 日)

はじめに

学校法人順正学園は、教職員の採用活動において、すべての求職者等の人格及び尊厳を尊重し、公正かつ適正な採用選考の実施に努めています。

求職活動は、応募者にとって将来の進路を選択する重要な機会であり、安心して採用選考等に参加できる環境が確保される必要があります。

本学園は、採用選考、説明会その他求職活動等に関する場面において、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを許容せず、その防止及び適切な対応に取り組むため、本方針を定めます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

本学園における求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、採用選考、説明会その他求職活動等に関連して行われる性的な言動により、求職者等に不快感を与え、又は求職活動等に不利益若しくは支障を生じさせる行為をいいます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

次のような行為は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに該当する場合があります。なお、以下は例示であり、これらに限られるものではありません。

1. 性的な冗談、からかいその他の性的な発言
2. 交際、結婚、妊娠、出産その他私生活に関する不必要又は不適切な質問
3. 容姿又は身体に関する不必要又は不適切な質問又は発言
4. 食事、交際又は性的な関係を求める言動
5. 電子メール、SNS その他による不適切な性的言動
6. その他求職者等の人格及び尊厳を傷つける性的言動

求職者等への対応

本学園は、求職者等から相談があった場合には、事実関係を確認し、適切に対応します。また、相談者のプライバシーに十分配慮するとともに、相談又は申立てを行ったことを理由として不利益な取扱いを行いません。

なお、求職者等からの相談については、法人本部総務部又は各設置校の庶務部を受付窓口とし、必要に応じてハラスメント相談員と連携して対応します。

教職員等への対応

本学園は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止及び再発防止のため、教

職員等への周知及び啓発に努めます。また、必要に応じて採用関係業務に従事する教職員等に対する研修等を実施します。

求職者等の皆様へのお願い

本方針は、求職者等が安心して採用選考等に参加できる環境を確保するとともに、本学園の公正な採用活動を推進するために定めるものです。本学園は、今後も求職者等の皆様との信頼関係を大切にしながら、公正かつ適正な採用活動に努めてまいります。

本方針の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。